

令和3年度決算における財政の健全化判断比率等を公表します

財政の健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業会計に係る資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

指標の基準を超える

早期健全化基準を超えた場合、財政運営に「黄色信号」がともつたとみなされ、自治体の自主的な改善努力による健全化を図るため、財政健全化計画を策定し、県知事および総務大臣に報告しなければなりません。

また、財政再生基準を超えた場合は「赤信号」となり、財政を自力で改善することが困難であるとみなされ、国の関与による確実な再生を図るため、財政再生計画を策定し、総務大臣に報告しなければなりません。

箱根町の財政の健全度

令和3年度決算における町の財政健全化判断比率は表のとおり、いずれの指標も基準を下回っています。

比率 (%)	箱根町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	14.59	20.00
連結実質赤字比率	-	19.59	30.00
実質公債費比率	12.3 (10.4)	25.00	35.00
将来負担比率	82.3 (88.1)	350.00	
資金不足比率	-	20.00	

※表中の（ ）は令和2年度数値
 ※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字となっていないため「-」の記号で表示
 ※資金不足比率の対象である3会計（水道事業会計、公共下水道事業会計、温泉特別会計）はいずれも資金不足となっていないため「-」の記号で表示

車検時に納税証明の提示を省略できます

令和5年1月から軽自動車協会と町のシステムを連携させることにより、軽自動車税種別割の納税確認は電子化されます。納税確認が電子化される前は、軽自動車税種別割納付後、車検を受けるまでの間、納税証明を保管しておく必要がありましたが、電子化によって、納税証明の提示が不要となります。

注意事項 納付情報がシステムに反映されるまでは数日かかるため、軽自動車税種別割の納付後すぐに車検を受ける場合は、町が発行する納税証明書が必要で、お急ぎの場合は、納税証明書付きの納付書で、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

照会先 税務課
 ☎8517750

11(5)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

この機会に、『ねんきんネット』で、自身の年金記録と年金受給見込額を確認し将来の生活設計について考えてみませんか。

『ねんきんネット』を利用すると、パソコンやスマートフォンからいつでも年金記録を確認できるほか、自分の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、将来の年金見込額の試算をすることもできます。

『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページを確認してください。

日本年金機構ホームページ (ねんきんネット)
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』 - 秋季火災予防運動 -

少しずつ寒さが増すこの時季に、火災を未然に防ぐことを目的として11月9日(水)から15日(火)まで『秋季火災予防運動』を実施します。この運動は、火災の発生しやすくなるこの時季に、皆さんに防火を心がけていただき、尊い生命や財産を奪う火災を防ぐため、全国一斉に展開されるものです。

実施内容

- 防火ポスター展 (役場本庁舎住民ホール) 11月9日(水)~15日(火) ※土日(閉庁日)を除く
- 幼年消防クラブを対象にした防火・防災教育
- 防災業者による老朽化消火器の回収 (有料) および消火器・住宅用火災警報器の販売
- 11月12日(土) 10時~12時 (消防本部・箱根分署) 13時~15時 (役場本庁舎・仙石原分署)
- 住宅用火災警報器の普及促進活動
- 消防団による火災予防パレード

照会先 消防本部消防総務課 (予防係) ☎82-4505

11月は児童虐待防止推進月間です!
 ~みんなで育児を支える社会に~

照会先 子育て支援課 ☎85-9595

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

子どもへの虐待は、経済的困難などそれぞれの家庭が抱える問題に加え、地域での孤立がその背景にあります。虐待を防止するためには、まず地域で子育て家庭を温かく見守ること、さりげなく声かけする等の行動が大切です。

虐待かもと思ったら迷わずに連絡を

虐待を見たり、聞いたり、疑わしいと感じた時は迷わずに連絡をしてください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童虐待とは

- ・**身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる等
- ・**性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等
- ・**ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重病でも病院に連れて行かない等
- ・**心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前での夫婦喧嘩、DV等

子どもの車内放置は児童虐待(ネグレクト)です

令和4年7月に神奈川県内で保護者が幼い兄弟を車内に放置し、熱中症により死亡させる大変痛ましい事件が発生しました。子どもは体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内では短時間でも熱中症の危険性が高まります。特に夏場の日中の車内温度は50度を超えることもあり、エンジンを停止させて5分経過した時点で車内温度は約5度上昇し、15分後には熱中症の指標である熱中症指数が危険レベルにまで達すると言われています。

「眠っているから」、「少しだけ」と子どもを自動車に乗せたままその場を離れることは大変危険です。子どもの車内放置による事件・事故が二度と起こらないよう、強い危機感を持って子どもの命を守りましょう。

相談窓口一覧

- 子育て世代包括支援センター (子育て支援課内)
 ☎85-9595
 保健師、栄養士、社会福祉士などの専門職が相談に応じます。
- 仙石原子育て支援センター ☎85-2300
- 湯本子育てサロン ☎85-5444
- 宮城野子育てサロン ☎82-2543
 未就園児とその家族のためのスペースです。同年代の子どもと遊んだり、子育ての相談ができます。
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)

